明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働二五四）　一
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同二五五）　二
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同二五六）　二
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同二五七）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一二六三～一二七五）　四
○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を定める件（経済産業一七四）　一〇
○旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を定める件（同一七五）
○ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値を定める件（同一七六）　一五
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人関係　二三
会社その他
会社決算公告　二四

告示

○厚生労働省告示第二百五十四号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十九年八月から平成三十年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十九年七月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、七四一円	一三、二六四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三六九円	一三、二六四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九五八円	一四、二三四円
三十歳以上三十五歳未満	六、二九五円	一七、三二七円
三十五歳以上四十歳未満	六、六六三円	一九、二五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、九一六円	二一、三六一円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇〇九円	二三、八六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、八〇二円	二五、二一九円
五十五歳以上六十歳未満	六、三〇四円	二四、八二二円
六十歳以上六十五歳未満	五、一三四円	一九、六九六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、二六八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二六四円

○厚生労働省告示第二百五十五号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十九年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百二十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額並びに適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給され